

紛争解決のための 専門機関の整備について

政令市の専門機関等①

【さいたま市】 ◎ 障害者の権利の擁護に関する委員会

・構成員（第15条） ※10人以内

(1)学識経験を有する者 (2)障害者 (3)事業者の代表者 (4)障害者に関係する団体の代表者 (5)市民 (6)関係行政機関の職員 (7)市職員

・所掌事務等

➤市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議する。（第15条）

※市長は差別に係る事案を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立があった場合、事案を調査し、必要があると認めるときに審議を求める。

➤審議を求められた場合において、助言又はあっせんを行うことが適当と認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行う。（第12条）

➤助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。（第12条）

➤助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長に対し、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することを求めることができる。（第13条）

政令市の専門機関等②

【新潟市】 ◎ 共生のまちづくりに関する調整委員会

・構成員（第16条） ※11人以内

- (1)医療、保健、福祉、教育、交通又は雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
- (2)障がいのある人又はその家族その他の当該障がいのある人を支援する者が組織する団体を代表する者
- (3)学識経験者
- (4)前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

・所掌事務等

- 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議する。（第16条）
 - ※市長は、相談機関の対応がとられてもなお解決しない事案について、助言又はあっせんの申立があった場合、その事案を調査し、必要があると認めたとときに審議を求める。
- 調査結果に基づき、市長に対して助言又はあっせんの必要性について建議する。（第16条）
- 審議のために必要があると認める場合は、その審議に係る障がいのある人、事業者その他の審議に必要な者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。（第12条）

政令市の専門機関等③

【仙台市】 ◎ 障害者差別相談調整委員会

・構成員（第20条） ※7人以内

障害者及び福祉、医療、教育、雇用その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者

・所掌事務等

➤ 障害者及びその家族、後見人その他の関係者からの求めに係る事案について、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんを行うことができる。（第17条）

※ 障害者等は、市による関係者間の調整が図られてもなお紛争が解決されないときに、調整委員会に助言又はあっせんを求めることができる。

➤ 助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、関係当事者その他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることができる。（第17条）

➤ 市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。（第18条）

一 調整委員会が助言又はあっせんを行った場合において、正当な理由なくその助言又はあっせん案を受諾しなかった者

二 調整委員会が規定による求めを行った場合において、正当な理由なく当該求めに応じず、又は虚偽の説明をし、若しくは資料を提出した者

政令市の専門機関等④

【横浜市】 ◎ 障害者差別の相談に関する調整委員会

・構成員（第6条） ※15人以内（小委員会あり）

(1)障害者及びその家族、(2)学識経験のある者、(3)弁護士、(4)事業者の代表者

・所掌事務等

➤市長の付託に応じ障害を理由とする差別に関するあっせんを行うとともに、障害を理由とする差別に関する相談の対応について、市長に意見を述べることができる。（第5条）

※市による当事者間の調整等の対応により解決が図られない事案について、障害者等からあっせんの申出があった場合、市長はあっせんを付託する。

※委員会に付託されたあっせんは、委員長が指名する委員又は臨時委員3人以上から成る小委員会を設けて行う。（第11条）

➤小委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、当該あっせんに係る障害者等市内事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。（第11条）

➤小委員会は、必要に応じ、あっせんの当事者の一方又は双方に対してあっせん案の提示を行うことができる。（第12条）

政令市の専門機関等⑤

【北九州市】 ◎ 障害者差別解消委員会

・構成員（第11条） ※7人以内

- (1)障害のある人又はその家族、(2)法務、福祉等に関する学識経験者、(3)事業者の代表者、(4)前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

・所掌事務等

- 市長より助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行う。（第15条）

※市長は、個別相談を経た後においてもなお解決又は改善が期待できないとして、障害者等から助言又はあっせんの申立があったときは、助言又はあっせんを行うよう求める。

- 助言又はあっせんを行うために必要があると認められるときは、当事者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。（第15条）
- 当事者のうち事業者又は市が助言に従わず、又はあっせん案を受諾しないときは、市長に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。（第17条）

政令市の専門機関等⑥

【福岡市】 ◎障がい者差別解消審査会

・構成員（第28条） ※5人以内

障がい者並びに審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、行政又は障がい者の権利の擁護について優れた識見及び実務経験を有する者

※審査会には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

※専門委員は、障がい者の権利の擁護その他の専門の事項に関し優れた識見及び実務経験を有する者のうちから、市長が任命する。

※専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

・所掌事務等

➤市長による諮問に応じ、当該諮問に係る事案について調査審議を行う。（第27条）

※市長は、個別相談に係る事案の関係者間の調整又はあっせん等の対応によっても解決が図られない事案について、障害者等からの申出により指導又は助言をした場合に、事業者が正当な理由なく当該指導又は助言に従わないときは、諮問することができる。

➤必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。（第30条）

政令市の専門機関等⑦

【名古屋市】 ◎ 障害者差別解消調整委員会

・構成員（第14条） ※6人以内

学識経験者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が必要と認める者

・所掌事務等

➤市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う。
（第14条）

※市長は、差別相談センターが調整を行ってもなお解決しない事案について、障害者等から助言又はあっせんの申立があった場合、助言又はあっせんを行うよう求める。

➤助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。（第17条）

➤差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。（第18条）

(1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者又は受諾したあっせん案に従わない事業者

(2) 正当な理由なく、前項の調査を拒んだ障害者等又は事業者

(3) 前項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者

政令市の専門機関の構成員

- 学識経験者…7/7市
- 障害者又はその家族…7/7市
- 事業者…5/7市
- 障害者団体等関係者…3/7市
- その他
市民、市職員、関係行政機関職員、弁護士、
実務経験者等

※平均8.7人

本市の専門機関構成員案

1. 学識経験者（福祉、法務等）
2. 障害者又は障害者団体等関係者
3. 事業者（民間企業の従業員等）
4. 弁護士
5. その他市長が適当と認める者

※ 5～7名程度を想定

- 構成員の過不足はないか。
- 人数はどの程度が妥当か。

本市の専門機関の役割案

1. 市長の諮問に応じ、紛争解決を図るための助言又はあっせん案の答申を行う。

※市長は、相談窓口等に対応してもなお解決しなかった事案について、障害者（関係者）や事業者等から申出があった場合に諮問する。

2. 必要に応じて、当事者から説明を聴き、資料の提出を求め、その他必要な調査を行う。

•その他必要な事務はないか。